

採石法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

### 広島県規則第四十二号

#### 採石法施行細則の一部を改正する規則

採石法施行細則（昭和四十六年広島県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第四号を削り、同項第五号中「別記様式第六号」を「別記様式第五号」に改め、同号を同項第四号とする。

第六条第二項中「別記様式第七号」を「別記様式第八号」に改め、同条を第七条とする。

第五条中「提出機関」を「提出先」に改め、同条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（業務の状況に関する報告）

第五条 法第三十三条の認可を受けた採石業者は、当該認可に係る岩石の採取に着手したときは、その着手した日から七日以内に別記様式第六号による岩石採取着手報告書を知事に提出するものとする。

2 法第三十三条の認可を受けた採石業者は、当該認可に係る岩石の採取に伴う災害が発生したときは、速やかに別記様式第七号による採石災害報告書を知事に提出するものとする。

3 法第三十三条の認可を受けた採石業者は、当該認可に係る採取計画の進捗状況及び岩石の採取に伴う災害の防止の措置に係る自主点検の結果に関する報告書を知事に提出するものとする。

4 前項の報告書の内容及び提出時期に関する事項については、知事が別に定めるものとする。

別表を次のように改める。

#### 別表（第六条関係）

書類の区分	提出部数	提出先
一 省令第八条の書類	正本一通及び写し一通	土木局総務管理部技術企画課
二 省令第八条の三の書類		
三 省令第八条の四の書類		
四 省令第八条の五の書類		
一 省令第八条の九の書類	正本一通	岩石採取場の所在地を管轄する建設事務所（当該所在地が建設事務所の支所の担当区域内である場合は、当
二 省令第八条の十一の書類		
三 省令第八条の十三の書類		
四 第七条の書類		
一 省令第八条の十五の書類	正本一通及び岩石採取場が所在する市町の数に四を加えた数の写し	岩石採取場の所在地を管轄する建設事務所（当該所在地が建設事務所の支所の担当区域内である場合は、当
二 省令第八条の十六の書類		

一 法第三十二条の五第二項の書類	正本一通及び写し二通	該支所
二 省令第八条の十七の書類		
三 省令第八条の十八の書類		
四 第五条の書類		

別記様式第五号を削り、別記様式第六号を別記様式第五号とし、同様式の次に次の一様式を加える。

岩石採取着手報告書

平成 年 月 日

様

住所

氏名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名 〕  
④

次のとおり岩石の採取に着手しました。

認可年月日及び指令番号	平成 年 月 日	指令第 号
岩石採取場の所在地		
着手年月日	平成 年 月 日	

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

別記様式第七号中「~~(海)~~」を「~~(海)~~」に改め、同様式を別記様式第八号とし、別記様式第六号の次に次の様式を加える。

様式第7号 (第5条関係)

探 石 災 害 報 告 書

平成 年 月 日

様

住所  
氏名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名 〕  
④

1 発生日時 平成 年 月 日 ( 曜日 )  
時 分 頃

2 発生場所 事業所名  
所在地  
災害発生箇所  
(図面, 写真を添付すること。)

3 被害の状況 人的  
物的  
第三者

4 災害の概要

5 原因

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。